

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2014年5月15日 発行者：(団長代理) 青山秀雄

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 FAX(TEL)：042-542-5625
http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第9次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

— 本日の予定 —

10：15 弁論前集会 (緑町北公園)
10：45 入廷 (地裁 405 号法廷)
11：00 開廷
終了後 裁判所内で報告集会予定

※集会～地裁敷地に入るまでは、横断幕を掲げ、原告団の方は、たすき、ゼッケンをつけます。裁判所入口でこれを外しますので、トラブルにならないようご協力ください。

第9次横田基地公害訴訟 第6回法廷の内容は…

本日は第6回目となる法廷(民事訴訟の場合、「口頭弁論」と言います)が開かれます。

本日の法廷では、第2回～第5回目同様、被告である国側の私たちの訴え(訴状)に対する、国の反論が行われますが(といっても、文書を裁判所に提出するだけです)、私たち原告側は、私たち原告の代理人である弁護士が意見陳述を行います。

国側に反論させるだけでなく、(原告側が訴状に追加する主張を)弁護団が法廷で声を出してを読み上げる場面を今回も作っていただきます。本日の法廷で弁護団(原告側)が主張する内容の概略は、以下の通りです。(弁護団の近藤先生から寄稿いただきました。)

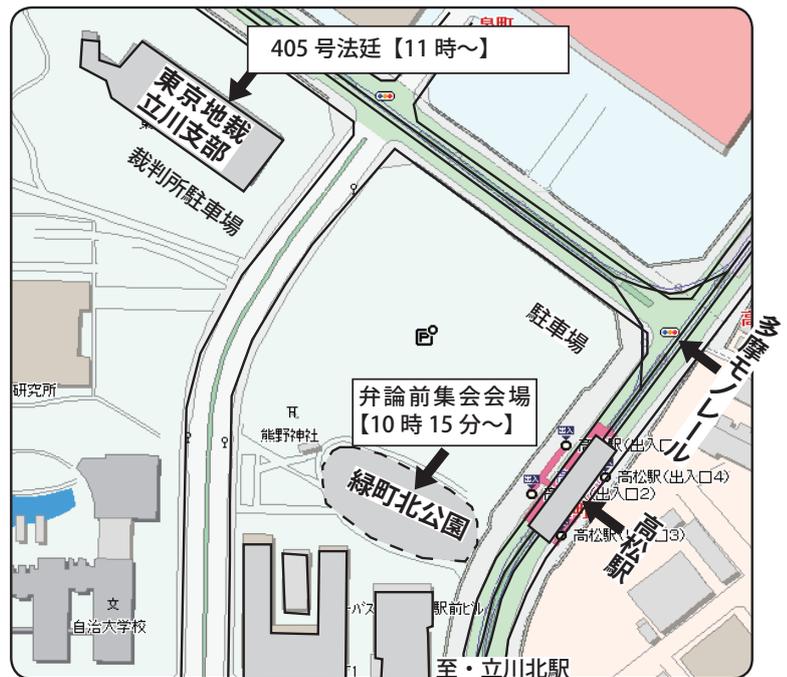
第1 騒音被害の一般論

1 航空機騒音の評価

WECPNLは、航空機騒音のうるさを適切に表し、かつ地域住民の反応と相関の高い評価尺度をいかに構成するかの研究の結果として昭和46年に国連下部機関のICAOによって提唱された。

日本においては、昭和48年に「航空機騒音に係る環境基準」を策定するにあたりその騒音評価単位として簡略化した式によるWECPNLが採用されることになった。これを「環境庁方式」という。

環境庁方式では、簡略であるだけ、航空機騒音のうるさを表現しようとした本来のWECPNLから乖離し、特に日・週によって飛行回数等に大きな変動のある防衛施設飛行場では、人間の感覚がよりうる



さい日の状況によって左右されることから、そのうるささの評価や住民反応との相関において適格的でないと考えられる。このため、環境庁方式に、①飛行回数については少ない方からの累積度数90%に当たる回数を用いる、②ジェット機の着陸音に着陸音補正を加える、③継続時間補正をする、という3つの修正を加えた施設庁方式のWECPNLにしている。

このようにわが国では、環境庁方式と施設庁方式のWECPNLという評価尺度によってうるさが表され、長年にわたって広く認められてきた。飛行場の周辺対策のための区域指定は施設庁方式による

イ 学習妨害・職務作業妨害

騒音は認知作業の成績に悪影響を及ぼす。騒音曝露地域で生活する子どもたちは、騒音により会話が聞き取りづらかったり、授業が中断することで集中力が殺がれる、また、集中して授業を受けられないという被害を受けている。

ウ 精神的不快感

騒音区域の住民は、常に騒音による不快感や恐怖感、航空機の墜落、落下物の危険等による恐怖心や不安感といった精神的不快感を抱えながらの生活を強いられている。このような精神的不快感がストレスとして蓄積されると、精神的疾患にもなり得るものである。

エ 会話聴取妨害・電話妨害

会話が聞き取れない、または相手が自分が話していることを聴き取れないことは、重大なコミュニケーション障害である。これは、単にコミュニケーションが円滑にとれないというだけにとどまらず、例えば、急病の際、電話で救急車を呼ぶときに騒音が発生して会話が中断されてしまう場合など、一刻を争うほどの緊急事態の際に、その連絡が騒音により妨害された結果、生命身体に重大な被害を引き起こす危険性もあるのである。

オ 読書や新聞等を読むことの妨害

読書や新聞といった文章を読むには、集中できる環境であることが必要である。ひとたび騒音が発生すると、集中力が殺がれて文章が理解できなくなり読むことができなくなる。

カ テレビやラジオの聴取妨害

テレビやラジオについては、会話や読書等と異なり、一方的に流されるものであるから、聴き取る方によって騒音の間だけ中断させたりすることができないものである。娯楽番組を楽しめなくなることはもちろん、重要なニュースが騒音によってその内容を聞き取れないことにより、重大な被害が生じる危険性もある。

キ 交通事故の危険性

航空機騒音により、耳が聞こえない、注意力を殺がれるという影響が生じ、交通事故を誘発する危険性がある。

第2 騒音以外の軍用機の運用及び基地の存在による被害

1 米軍機の墜落及び落下物等の危険

(1) 軍用機は、航空機が兵器として最大限に効力を発揮するように運行されるものであり、急激な操作が必要とされることから、民間航空機に比べて事故につながりやすい。また、軍用機は、投下訓練や機

体のドアを開けた状態での訓練など、誤投下や落下物の危険性が高い訓練を行っている。

(2) 横田基地周辺及び横田基地所属の米軍機の事故は、原告らに判明しているだけで、約26年間の間に23件発生しており、特に、横田基地に4機常駐しているUH-1N型ヘリコプターは平成16年8月から平成23年10月の約7年間で9回もの緊急着陸を繰り返している。

横田基地周辺に居住する原告ら住民は、米軍機の墜落及び米軍機からの落下物による生命・身体及び財産に対する侵害の危険に絶えずさらされていることは明らかであり、こうした事故に対する不安も強い。

2 米軍機による排出物被害

航空機からの排出物は、健康に悪影響を与え、特に呼吸器疾患を引き起こすことが判明している。なかでも、窒素酸化物(NO_x)は喉や気管、肺に刺激を与え、呼吸系疾患の原因となる。

横田基地は、人口が密集する地域に位置しているため、特に排出物が増加する米軍機の離発着が居住地域近辺で行われ、さらに、軍事基地であるため訓練の必要性から離発着の頻度が高く、低空を飛行することから、横田基地周辺に居住する原告ら住民は、米軍機の排出物による被害に相当程度さらされている。

3 米軍機による振動被害

横田基地周辺では、上空を飛行する米軍機による空気の振動や地上でのエンジンテストにより、家屋等に振動による被害が発生している。一般的に、振動被害がある場合には、振動が大きいと、壁、タイル等のひび割れ、建て付けの狂い等の物的被害が生じることがあるが、振動被害は騒音被害と同様に生理的影響、睡眠影響、心理的影響としても生じる。

4 横田基地における燃料漏出事故

米国が公開した資料によると、横田基地やその関連施設で、平成11年9月30日から平成18年5月10日までの約7年間で、90件の有害物質の漏出事故が起きている。

こうした漏出事故が発生した場合には、事故の情報を米軍が公表しないかぎり、米国の情報公開法によらなければ日本側は基地内の汚染状況を把握することはできない。しかし、前述の90件の有害物質の漏出事故のうち日本側に情報が公表されたのは、平成16年の事故一件のみである。

5 地域に与える影響

(1) 地域発展の障害

基地の周辺地域においては、基地の存在を前提とした都市形成や交通網の整備、産業基盤の整備等を強いられることから、基地の存在は、地域の発展の

WECPNL 値が用いられている。本件訴訟においては、従来どおり、WECPNL（特に施設庁方式）に基づく騒音評価等がなされれば足りる。

2 騒音による被害

(1) 健康被害

ア 聴覚障害

(ア) 騒音による聴力損失

騒音による被害として広く知られているのは、聴力の低下（聴力損失）や耳鳴りといった聴覚障害である。

航空機騒音のような間欠騒音は定常騒音より騒音レベル（刺激の強さ）が大きく、立ち上がり速度（刺激の強まり方）が早く、刺激時間が短くともこれらが有力に働くため、航空機騒音は他の定常騒音よりも聴力により有害である。

(イ) 沖縄県調査報告

平成 10 年に発表された沖縄県調査報告では、嘉手納米軍基地周辺居住者約 1 0 0 0 名を対象として聴力検査を実施したところ、航空機騒音に起因すると考えられる聴力損失の症例が 1 1 例確認されている。

(ウ) 聴力障害がもたらす影響

聴力障害は、日常生活全般にわたって大きな影響を及ぼすことは明らかである。聴力損失に至らないまでも耳鳴りに悩まされている者も多く、聴力障害による心身のストレスは非常に大きいものである。現時点で難聴を訴えていなくても、将来的に聴力損失をもたらす可能性も高い。

イ 睡眠妨害

睡眠は、人間の生理的な要求の一つであり、妨害を受けない睡眠は身体的・精神的な機能を良好に維持するために必要不可欠なものであるから、これを妨害されることは心身の深刻なダメージにつながる。騒音によって睡眠中に一次影響が生じ、二次影響として騒音曝露を受けた次の日にも影響が生じる。

ウ 生理的機能への影響

長期の騒音曝露によって、住民の中の高感受性群が高血圧や虚血性心疾患などの永続的な影響を発現することになると考えられる。騒音に曝露されている人員の多さに鑑みると、わずかなりスク上昇であっても重大である。

エ 精神的疾患

騒音によって、潜在的な精神障害が加速・助長されると考えられる。精神安定剤や睡眠薬の使用状況、神経症症状、精神病院への入院率などを調査した研究結果は、環境騒音が精神的健康に悪影響を及ぼしている可能性を示唆している。

オ 会話了解度

正常な聴力を有する人が文章を正確に理解するた

めには、例えば、会話音と妨害音のレベル差が少なくとも 1 5 dB (A) は必要である。

カ 認知作業・知的能力への影響

騒音が、作業や学習といった認知作業の成績にも悪影響を及ぼすことが明らかにされている。

騒音によって、特に影響を受ける認知能力は、読解力、集中力、問題を解く力、記憶力などであり、複雑な作業の場合、認知作業の成績は大幅に低下する。

キ 乳幼児の問題行動

航空機騒音が乳幼児の健康や行動等に影響を与えることは各種の調査で明らかにされている。

騒音高曝露地域の小児は、ストレスホルモンの濃度が増加しており、安静時の血圧が高いことなどから、交感神経が亢進しているといえる。

ク 低出生体重児の増加

航空機騒音が妊婦に影響を与え、2,500 グラム以下の低出生体重児の出生率が増加することは、これまでの動物実験や疫学的調査によって明らかになっている。

沖縄県調査報告においては、嘉手納町において低出生体重児の出生率が有意に高い原因としては、沖縄本島内の他の市町村と比較して、すべての住民が高レベルの航空機騒音に曝露されているためであると結論せざるを得ないとしている。

ケ 小括

以上のとおり、航空機騒音は、人間の身体の様々な部分に影響を与えることがこれまでの研究結果から明らかにされており、場合によっては生命身体に重大な被害を発生させることもある。

原告らのように、基地飛行場周辺に居住する住民は、このような生命身体に重大な被害を与える危険性の高い場所での生活を長年もの間余儀なくされているのである。

(4) 生活被害

ア 被害全般

航空機騒音は、健康被害以外にも、以下に述べるように騒音地域で暮らす住民の生活全般に深刻な被害をもたらしている。

生活被害は生命身体に直接的に被害を与えないものであるから、被害として重要ではないということにはならない。騒音がなければ当たり前に行えるはずの生活が、毎日続く騒音により妨害されることは、快適な環境で人間として文化的な生活を営む権利が著しく侵害されている。

旋回訓練などでは、強大な騒音が何時間も続く。その間、騒音地域の住民は、何をすることもできず、騒音に拘束続けなければならない。これは、拷問に等しい被害であるといっても過言ではない。

大きな障害となる。特に、横田基地が位置している5市1町には、南北に横田基地が広がっていることから、道路や鉄道といった交通網が遮断され、地理的に分断されることによって、それぞれの地域が有機的に結びつくことによって発展する機会が失われている。

(2) 米軍人等による犯罪等の発生

ア 犯罪の発生

横田基地には、約8800人の米軍関係者が駐留しており、都内には、都内外の米軍関係者が広く利用できる施設・区域がある。その結果、米軍関係者による犯罪や事故が発生している。

イ 犯罪発生後の捜査に対する制約

犯罪の発生という問題に加え、日米地位協定第17条で、米軍人が公務外で事件を起こした場合には、第一次裁判権は日本にあるが、被疑者の身柄は、現行犯逮捕等の場合を除いては、公訴が起訴されるまでは米側が拘束することが定められ、日本の捜査権が制約されており、結果として米軍関係者による犯罪を助長しているとも批判されている。

(3) 経済的被害

基地周辺においては、航空機騒音等の被害が発生するため、土地の価格が下落し、また、不動産所有者は、不動産を賃貸することが難しくなるなど、所有不動産を経済的に有効活用することに困難が生じている。

定期総会 5/25 のお知らせ

横田・基地被害をなくす会と第9次横田基地公害訴訟原告団の合同定期総会は、5月25日(日)午後3時30分～昭島市・昭和会館で行います。

年に1回の定期総会です。定期総会は、現在私たちが置かれた情勢や、この1年間に進めてきた活動や裁判状況等を確認し、基地周辺に暮らす私たちが安全で平穏な生活を送るために今後どうしていったらいいのか、みんなで考える機会となります。多くの会員の皆さんの参加を呼びかけます。

なお、来週の5月21日には、第4次厚木爆音訴訟の地裁判決が出ます。今、全国で行われている基地爆音訴訟は全て地裁段階で、これらで初めての判決となります。この結果は私たちの裁判にも大きな影響を及ぼすことになると思われます。注目しましょう。

